

恵庭市産後ケア事業のご案内

産後間もないお母さんの心身のケアと育児のサポートを目的とした事業です。
産後の心身のリフレッシュのため、ゆっくりとした時間を過ごしませんか。

対象者

恵庭市に住民登録がある産婦さんとそのお子さん。

- 宿泊型：産後 5 か月未満
- 日帰り型(ショート・ロング)・訪問型：産後 1 年未満

※施設によって利用できる月齢が異なります。(詳しくは、実施施設一覧をご確認ください)

※感染症にかかっている方は利用できません。

産後ケアの内容

産後のお母さんの心身のケア、授乳や寝かしつけ、沐浴等の育児サポートなど、助産師によるケアが受けられます。また、お母さんがゆっくり休める時間を提供します。

利用内容

	時間	食事	利用回数	場所	課税区分		利用料金
宿泊型	11 時～ 翌日 10 時	3 食付	4 泊以内	各実施施設	一般世帯	単胎	5,000 円
						多胎(一児につき)追加	1,000 円
					非課税世帯 生活保護世帯	単胎	2,000 円
						多胎(一児につき)追加	500 円
日帰り型 (ショート)	4 時間以内	昼食付	日帰り型 と訪問型 合わせて 7 回以内		一般世帯	単胎	2,100 円
						多胎(一児につき)追加	0 円
					非課税世帯 生活保護世帯	単胎	700 円
						多胎(一児につき)追加	0 円
日帰り型 (ロング)	7 時間以内	昼食付		一般世帯	単胎	3,300 円	
					多胎(一児につき)追加	0 円	
					非課税世帯 生活保護世帯	単胎	700 円
						多胎(一児につき)追加	0 円
訪問型	2 時間以内	なし	自宅		一般世帯	単胎	1,000 円
						多胎(一児につき)追加	0 円
					非課税世帯 生活保護世帯	単胎	300 円
						多胎(一児につき)追加	0 円

※宿泊型・日帰り型は食費込、訪問型は交通費込の利用料金となります。

実施施設

実施施設一覧はこちらの QR コードからご確認ください。

持ち物

●母子健康手帳 ●利用承認通知書 ●利用券 ●利用料金

※その他の持ち物は、利用する施設にご確認ください。



利用方法

- ・出産後からの申請になります。
- ・「産後ケア事業利用申請」を恵庭市公式 LINE より行ってください。
- ※LINEでの申請ができない方は、えにわっこ応援センターにご相談ください。

以下、利用の流れをご確認ください。

利用の流れ

利用申請

- ① 恵庭市公式 LINE から「産後ケア事業利用申請」をします。
- ② 申請内容を確認するため、えにわっこ応援センターより電話があります。
- ③ 申請内容の確認後、利用承認通知書と利用券が送付されます。

実施施設へ申込み

利用

出産後すぐに申請しておく、利用したいと思ったときにすぐ利用できるのがおすすめです!!

LINE 申請は
こちらから



実施施設一覧は
こちらから



- 実施施設は、QR コードの実施施設一覧で確認してください。
- 利用希望日の5日前までに直接実施施設に申込みます。
- ※申込方法は、施設のホームページからご確認ください。
- 母子健康手帳・利用承認通知書・利用券を実施施設に提示して利用します。
- 利用料金を実施施設にお支払いください。

!!ご注意ください!!

- ・初回利用希望日の5日前までに恵庭市公式 LINE から利用申請をしてください。
- ・利用の変更や中止は、**利用日の2営業日前の正午まで**に施設に連絡してください。
- 過ぎた場合は、**キャンセル料が発生する場合があります。**

<問い合わせ先> 恵庭市子ども未来部 えにわっこ応援センター

8:45～17:15(土日祝日除く)

住 所:恵庭市京町1番地(恵庭市役所内)

電話番号:0123-29-5826(直通)

0123-33-3131(内線 1253・1254)

里帰り先で産後ケア事業を利用される方へ

令和 8 年 4 月 1 日以降に出産した方で、里帰り先の市町村で産後ケアを利用した場合の利用料金を助成します。

対象者

- **令和 8 年 4 月 1 日以降に出産**し、里帰り先の市町村で産後ケアを利用した方
- 利用日時時点で恵庭市に住民登録がある方

利用可能施設

- 里帰り先の市町村が産後ケア事業を委託している医療機関や助産所
 - 里帰り先の市町村が産後ケア事業を実施していない場合は、近隣市町村で産後ケア事業を委託している医療機関や助産所
- ※上記に該当する医療機関や助産所以外で利用された場合は償還払いの対象になりません。

利用回数

恵庭市と里帰り先の利用回数合わせて、恵庭市の利用回数まで
(宿泊型 4 泊以内、日帰り型・訪問型合わせて7回以内)

助成内容

利用施設に支払った料金から、下記の利用料金を差し引いた金額に対し、恵庭市が定める助成金額を上限に助成します。助成金額の上限を超えた料金は、自己負担になります。

種類・課税区分			利用料金	助成金額(上限)
宿泊型	一般世帯	単胎	5,000 円	55,000 円
		多胎(一児につき)追加	1,000 円	9,000 円
	非課税世帯 生活保護世帯	単胎	2,000 円	58,000 円
		多胎(一児につき)追加	500 円	9,500 円
日帰り型(ショート) ※4 時間以内	一般世帯	単胎	2,100 円	14,600 円
		多胎(一児につき)追加	0 円	4,500 円
	非課税世帯 生活保護世帯	単胎	700 円	16,000 円
		多胎(一児につき)追加	0 円	4,500 円
日帰り型(ロング) ※7 時間以内	一般世帯	単胎	3,300 円	25,400 円
		多胎(一児につき)追加	0 円	7,875 円
	非課税世帯 生活保護世帯	単胎	700 円	28,000 円
		多胎(一児につき)追加	0 円	7,875 円
訪問型	一般世帯	単胎	1,000 円	10,300 円
		多胎(一児につき)追加	0 円	3,000 円
	非課税世帯 生活保護世帯	単胎	300 円	11,000 円
		多胎(一児につき)追加	0 円	3,000 円

例) 里帰り先で日帰り型(ロング)を利用した一般世帯の場合

利用施設に支払った料金 30,000 円－利用料金 3,300 円＝26,700 円

恵庭市が定める助成金額の上限が 25,400 円のため、助成金額は 25,400 円となります。

手続きの流れ

利用申請

●恵庭市公式 LINE から産後ケア事業利用申請をする

利用前の連絡・確認

●里帰り先で利用する前に、えにわっこ応援センターに電話をする

下記について確認します。

- ① 里帰り先の市町村
- ② 利用希望の施設
- ③ 課税状況

*希望される施設が利用可能施設か確認し、利用の可否について連絡します。

施設へ申込み

●ご自身で利用を希望する施設へ申し込む

利用・支払い

●施設に産後ケアの利用料金を支払う

*利用施設に直接利用料金をお支払いください。

*支払金額がわかるもの(領収書など)を利用施設から受け取ってください

●償還払いの申請

*申請に必要なものをご準備のうえ、えにわっこ応援センターに提出してください。

***申請期限:最後の産後ケア利用日から 1 年以内**

《申請に必要なもの》

- ・本人確認書類(個人番号カード、運転免許証等)
- ・助成申請書
- ・母子健康手帳(産後ケアの記録)
- ・産後ケア利用に係る領収書(利用日・利用施設・利用内容・金額が記載されているもの)
- ・振り込み先がわかるもの(キャッシュカード、通帳等)
- ・恵庭市産後ケア利用券(未使用分がある場合)

申請書の様式は
こちらから→



償還払い申請

助成

●市から決定通知書の送付、申請書に記載の口座に振り込みます

!!ご注意ください!!

償還払い申請時に利用回数を超えた利用分は、助成できませんのでご注意ください。